

総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たり、具体的な仕様書を基にして予定価格を適正に算定するようマニュアルを改正することなどにより、契約事務を適切に行うよう改善させたもの

指摘となった平成19年12月から22年9月までの調査等契約の

契約金額(支出) 57億7347万円

1 総合評価落札方式による一般競争入札の概要

(1) 農林水産省における総合評価落札方式の導入

総合評価落札方式は、一般競争入札による落札者の決定方法の一つであって、価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする方式である。

農林水産省は、平成18年6月に、「随意契約見直し計画」を策定して、これまで導入を進めてきた公共工事の設計業務等に加えて、研究開発、調査研究、広報業務等についても総合評価落札方式による一般競争入札を導入することを検討するとともに、それを支援するための業務マニュアルを作成することとした。

一方、同年7月に、財務省から「調査の業務委託に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成18年7月財計第1953号財務大臣通知）等が発出されたことにより、各省各庁においては、調査、広報及び研究開発に係る契約（以下「調査等契約」という。）を締結しようとする場合は、総合評価落札方式による一般競争入札を実施する際に必要とされる予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第91条第2項の規定に基づく財務大臣への協議は整ったものとする事とされ、この場合の予定価格は、予決令第80条の規定に基づき算定する価格とすることとされた。そして、同条第2項において、予定価格は、取引の実例価格、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

また、「公共調達適正化について」（平成18年8月財計第2017号財務大臣通知）により、各省各庁の長は、国の支出の原因となる契約を締結したときは、契約金額、予定価格等の情報を公表することとされた。

農林水産省は、上記の経緯から、19年9月に、調査等契約における総合評価落札方式による一般競争入札に係る事務処理の方法を具体的に示した業務マニュアルとして「総合評価落札方式マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を制定した。

(2) マニュアルの概要

マニュアルには、総合評価落札方式による一般競争入札の作業手順の各段階における具体的な事務処理の方法が示されており、そのうちの仕様書及び予定価格の作成に係るものは、次のとおりとされていた。

ア 「① 仕様書の作成」に係るもの

(ア) 事業目的を明確に記載し事業内容を例示するなど、競争に参加する者が発注者の要求を踏まえた技術提案を行えるように可能な限り仕様書の内容を具体的にすることがある。

(イ) 仕様書の内容を具体的なものにするには、事業目的、必要とする技術・性能等を明示し、資料等の提供を広く招請するなどの方法がある。

(ウ) 仕様書は、落札後に締結する契約書の一部となり、予定価格の積算や契約内容の履行状況等の検査を行う場合の基礎資料となることにも留意する必要がある。

イ 「⑧ 予定価格の作成」に係るもの

- (ア) 契約担当官等は、仕様書、設計書等に基づいて予定価格を作成しなければならない。
- (イ) 予定価格は、契約金額を決定する基準となるものであることから、事業の目的、内容を十分に理解し、仕様書から作業量を適切に見積もり、慎重に作成しなければならない。
- (ウ) 契約担当官等は、予定価格の作成に当たり、必要に応じて、資料提供招請を行い、参考となる資料を入手するなどして適正な予定価格の作成に努めなければならない。
- (エ) 総合評価落札方式の対象となる事業は、最も技術点が高い提案内容が採用できるように予定価格を作成する必要がある、具体的には、最も技術点の高い提案内容を予定価格を作成する際の基礎とする標準仕様として、この提案内容を提出した入札者から参考見積書を徴取し、その参考見積額をもって予定価格とする。

2 検査の結果

本院は、農林水産本省（以下「本省」という。）及び6地方農政局において、19年12月から22年9月までに総合評価落札方式による一般競争入札を実施して締結された調査等契約317件（契約金額計70億3010万余円）を対象として検査した。

検査したところ、本省及び4地方農政局は、総合評価落札方式による一般競争入札を実施して締結していた調査等契約311件（契約金額計69億9831万余円）のうち204件（契約金額計57億7347万余円）については、契約の目的を達成するために必要とされる技術、性能等の具体的な仕様を仕様書に明示しないまま入札公告を行い、入札者に入札書及び提案書を提出させていた。そして、技術審査で最も高い技術点を付与した入札参加者（以下「最高技術点入札者」という。）の提案内容を標準仕様として最高技術点入札者から参考見積書を徴取し、その内容を検証することなく、参考見積額をそのまま予定価格としていた。

しかし、本省及び4地方農政局が、上記のように最高技術点入札者の参考見積額をそのまま予定価格とする取扱いを行っていることは、過去の入札において最高技術点入札者となった者からすれば、その際に公表された入札結果の内容等から推測できる状況になっていた。このようなことなどにより、上記204件の調査等契約全件において、最高技術点入札者となって参考見積書の提出を求められた者は、参考見積額を自らの入札金額以上の額にして、自らが失格しない予定価格になるようにしており、その入札金額は、全て予定価格の制限の範囲内に収まっていた。

したがって、上記のように、本省及び4地方農政局において、具体的な仕様書を定めないまま入札公告を行い、入札書、提案書等を受領した後に最高技術点入札者から徴取した参考見積額をそのまま予定価格としている事態は、国が発注者として取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等の様々な要素を考慮して自ら適正な予定価格を定めることを求めた予決令の趣旨に沿わないばかりか、最高技術点入札者が予定価格を自己に有利になるように取り扱うことができることになっていて、会計法令に基づき契約事務手続の公正性、透明性等を確保する面から適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、23年7月に、総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、入札公告前に資料等の提供を広く招請するなどした上で、具体的な仕様書を基にして、予定価格を適正に算定することとするようマニュアルを改正するとともに、関係部局等に通知を発してその旨を周知する処置を講じた。